

■他自治体における委員公募の事例

自治体名	概要	応募資格	選任方法、基準	公募委員の割合	公募の例外	備考
埼玉県川口市 【公募基準】	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等の一部については、原則として公募により選任する。公募の場合の基準の一部を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 所管課が審議会等の目的及び所掌する事項を考慮して定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 申込書、小論文等の書類選考、面接、抽選のうちから所管課が定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として1割以上 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急の設置 非公開情報に係る事案を審議 法令等により委員が決まっているもの 専門的な知識が必要なものの等 	
岐阜県岐阜市 【公募統一基準】	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等への積極的な公募委員の選任と公募する場合の統一基準の設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住1年以上 市職員、市議会議員以外 他の審議会等の委員に選任されていないこと 過去に同一の審議会の公募委員でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 選考委員会による選考または抽選のいずれか (選考委員会による選考の場合) 小論文 面接 その他適当な方法 ※選考委員会は担当部局内に3名以上で設置 	<ul style="list-style-type: none"> 2割以上となるよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急の設置 高度に専門的な内容を審議 特定の個人、団体に関し審議 	<ul style="list-style-type: none"> 公募委員は男女比率が同数となるよう努める
埼玉県朝霞市 【公募委員候補無作為抽選】	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳に記録されている住民を無作為に抽出、公募委員候補者として「公募委員候補者名簿の登録に関する同意書」を送付。 同意した者による「公募委員候補者名簿」を作成し、市長等附属機関の任命権者が候補者の承諾を得て委員に選任する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の4月1日現在で住民基本台帳に記録されている者。 18歳以上 市職員、市議会議員以外 	<ul style="list-style-type: none"> 同意書が送付された住民が同意する場合、希望する分野、出席可能な時間帯に○を付けて返送。 (分野) 総合政策部門 総務部門 市民環境部門 都市建設部門 教育部門 	—	<ul style="list-style-type: none"> 住民委員枠の設定は審議会ごとの判断 	<ul style="list-style-type: none"> 無作為抽出数：1千名 登録機関：2年間 「公募委員候補者名簿」によらず、審議会等の性質により別に公募を行う事も可能。
東京都三鷹市 【公募委員候補無作為抽選】	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県朝霞市の例に同じ 条例に基づく審議会その他、要綱で設置する市民会議等の公募委員にも準用する。 目的として、多くの市民の声を市政に反映させることに加え、市政への住民の関心を高めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の4月1日現在で住民基本台帳に記録されている者。 18歳以上 市職員、市議会議員以外 引き続いて3任期又は引き続いて10年を超えて在任していないこと 他の市民会議の委員との兼任は、原則として3を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 同意書が送付された住民が同意する場合、希望する分野について第2希望まで○を付けて返送。 (分野) 企画部、総務部及び市民部 生活環境部 健康福祉部及び子ども政策部 都市整備部 教育部 	—	<ul style="list-style-type: none"> 住民委員枠の設定は審議会ごとの判断 	<ul style="list-style-type: none"> 会議は原則夜間開催 男女比率の均衡に努める 各年代の均衡に努める 無作為抽出数：1千名 登録機関：2年間 「公募委員候補者名簿」によらず、必要がある場合は公募委員の全部又は一部について別途公募を行う事も可能。